



Title	商法計算書類に関わる財産評価問題及び税効果会計問題をめぐり一考察
Author(s)	田中, 章介
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44105
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	田中章介
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 17490 号
学位授与年月日	平成 15 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	商法計算書類に関わる財産評価問題及び税効果会計問題をめぐり一考察
論文審査委員	(主査) 教授 吉本 健一 (副査) 教授 末永 敏和 助教授 木下 孝治

論文内容の要旨

近年の会計制度改革は、本稿で検討した二つの課題、即ち、商法計算書類への、時価評価の導入及び税効果会計の採用、に要約されると考えられる。両者によって計算書類は異質な財務表に変貌を遂げようとしているのである。時価評価会計と税効果会計を全面的に導入した計算書類は、もはや実績計算書類ではなく、予測（又は見積）財務表なのである。

しかし、複式簿記上の誘導法と原価主義を基盤とする実績計算書類の軽視は、会計の放棄につながる。本稿における根本的主張の一である。本稿では、わが国商法の生成期以来の伝統的な財産評価問題の回帰的考察と共に新たな視点からの再検討も行った。即ち、わが国の商法上は、明治 32（1899）年の新商法以来、株式会社会計にあつては、正規の簿記の諸原則の一内容をなす誘導法と貸借対照表評価上の原価主義が予定されていることを論じた。ただし一般商人に対しては誘導法を強いるものではなく、最低限度の法的要請として財産目録法と時価評価主義を許容した。一方、財産目録に関しては、債権者保護の要請上、その評価は時価によるべきこととした。

もう一つの会計制度改革である税効果会計については、繰延税金資産の貸借対照表能力と繰延税金負債の負債性にまず疑問がある。

前者に関しては、会計上すでに資産性が無いとして費用化した金額の一部を、税法上の損金不算入を理由に改めて資産計上をした計算技術上の項目である擬制資産が配当可能利益を構成する点である。さらに、税効果会計には将来における十分な課税所得の継続的稼得が前提にされているが、そこには将来予測に対する不確実性が内在する。予測の合理性の担保は、会計及び監査の実務上も極めて困難である。他方、繰延税金の負債性にも疑義があり、これはむしろ引当金であつて、本稿での検討では利益留保に他ならないと結論づけている。

以上要するに、近年の会計改革における二本柱は、本稿においては何れも、否定されざるを得なかったのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、最近における企業会計の急速な動き、とくに国際基準との整合性に向けた動向を、二つの主要論点である資産の時価評価および税効果会計の問題を考察の対象として、批判的に検討したものである。前半は、資産評価に

関し、商法の歴史的考察を踏まえ、明治 23 年の新商法以来、株式会社会計にあつては、正規の簿記の諸原則の一内容をなす誘導法と貸借対照表上の原価主義が予定されていることを論じ、また後半は、アメリカにおける税効果会計の詳細な検討に基づき、会計理論上税効果会計の問題点を指摘する。

いずれも、最近の会計動向を鋭く批判的に検討した意欲的な論文であり、博士論文として十分の内容と価値を有するものと認められる。